

第1回門真市手続きナビゲーションシステム提供事業者選定委員会
～ 会 議 録 ～

日時：令和5年7月20日（木）

16:30開始

会場：本館4階第9会議室

【出席者 5名】

- 1 大矢企画財政部長（委員長）
- 2 北井企画財政部次長（副委員長）
- 3 船木企画課長
- 4 三宅魅力発信課長
- 5 花田ICT推進課長

【事務局】

ICT推進課 中村課長補佐、三原主査

事務局	<p>定刻となりましたので、ただいまから、第1回門真市手続きナビゲーションシステム提供事業者選定委員会を開催いたします。</p> <p>委員の皆様におかれましては、お忙しいところ、お集まりいただきありがとうございます。</p> <p>事務局として進行させていただきますICT推進課の三原でございます。</p> <p>ここからは、失礼ながら座って進めさせていただきます。</p> <p>まず初めに、本日は、委員5名中5名の出席となり、委員の過半数が出席しておりますので、門真市手続きナビゲーションシステム提供事業者選定委員会設置要領第5条第2項の規定に基づき、本選定委員会が成立していることをご報告いたします。</p> <p>次に、資料を確認させていただきます。</p> <p>ICT推進課のデータ受渡用フォルダに資料を格納しておりますのでご確認願います。</p> <p>本日使用する資料は、</p> <ul style="list-style-type: none">・次第・座席表・資料1「門真市手続きナビゲーションシステム提供事業者選定委員会設置要領」
-----	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・資料2 「門真市手続きナビゲーションシステム提供事業者選定委員会委員名簿」 ・資料3 「審議会等の会議の公開に関する指針」 ・資料4 「門真市情報公開条例の抜粋」 ・資料5 「手続きナビゲーションシステム導入に係るプロポーザル参加募集要領（案）」 ・資料6 「企画提案書作成要領（案）」 ・資料7 「手続きナビゲーションシステム プロポーザル仕様書（案）」 ・資料8 「手続きナビゲーションシステム プロポーザル評価基準表（案）」 <p>の以上でございます。</p> <p>問題ございませんでしょうか。</p> <p>(問題なしとの声)</p> <p>それでは、資料1 「門真市手続きナビゲーションシステム提供事業者選定委員会設置要領」をご覧ください。 本要領第3条第2項の規定により、委員長に企画財政部長を充てることとなっております。 また、第5条第1項の規定により、「会議は、委員長が招集し、その議長となる。」となっておりますので、大矢企画財政部長に、委員長並びに議長として、ここからの進行をお願いしたいと存じます。 大矢委員長よろしくお願いいたします。</p>
委員長	<p>それでは、次第に従いまして進めてまいります。 はじめに案件(1)「会議の公開・非公開について」事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、事務局より説明させていただきます。 資料3 「審議会等の会議の公開に関する指針」及び資料4 「門真市情報公開条例の抜粋」をご覧ください。 審議会等の会議の公開に関する指針第3条に、会議の公開の基準が示されており、「審議会等の会議は公開する</p>

ものとする」とございますが、同条第1号により、「門真市情報公開条例第6条各号に掲げる不開示情報に該当する情報に関し審議等を行う場合」は会議を公開しないことができるとなっております。

本委員会の議事につきましては、門真市情報公開条例第6条の不開示情報の第2号のアの規定に基づき、その内容の多くが、公開することにより、当該参加事業者の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがあるとともに、同じく、第6条第5号の、実施機関内部若しくは実施機関相互又は実施機関と国等との間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもので、不開示情報に該当すると考えられますことから事務局といたしましては、非公開とすることが妥当であると考えております。

また、本選定委員会の会議録につきましては、審議会等の会議の公開に関する指針第8条第2項に基づき、各回の選定委員会終了後2週間以内に、内容を簡潔にまとめた議事の要旨を公開することとなっております。候補者が決定された後にすべての会議録を公開することとなりますが、会議録につきまして、審査の部分に関しては、会議の非公開と同様の理由により、記載を行わないものと考えております。

説明は以上でございます。

委員長

ただいま事務局から会議を非公開、会議録を一部非公開とすることが適当との提案がありました。皆さんいかがでしょうか。

(意見等なし)

それでは、会議は非公開とし、本選定委員会の審査の部分に関し、会議録への記載を行わないことと決定いた

<p>事務局</p>	<p>します。</p> <p>続きまして、案件(2)「募集要領(案)及び仕様書(案)について」事務局より説明をお願いします。</p> <p>まず、募集要領(案)について、資料5を用いて説明いたします。</p> <p>なお、事務手続き等の内容に関しましては、一部説明を割愛させていただき、本日は特にご審議いただきたい内容について、ご説明いたします。</p> <p>1ページをご覧ください。</p> <p>まず、「1 事業の趣旨・目的」についてであります。本事業は、市民が行政手続を行う前に世帯情報等の質問に回答することで、必要な行政手続や手続場所、持ち物等を確認できるようにし、来庁時に行政手続を円滑に完了できるようにするとともに、問い合わせの削減等による職員の業務軽減を図るため、手続きナビゲーションシステムを導入するものであります。</p> <p>提供事業者につきましては、公平かつ適正に選定するため、公募型プロポーザル方式で行うこととしております。</p> <p>次に、「2 業務概要」についてであります。件名は「手続きナビゲーションシステム」、契約期間は「契約締結日から令和6年3月31日まで」、システムの利用期間は「令和5年10月1日から令和6年3月31日まで」としております。</p> <p>また、(6)提案限度価格に記載がありますとおり、消費税及び地方消費税を含んだ額で、2,589,400円という提案上限額を設けております。</p> <p>次に(7)スケジュールについてであります。</p> <p>7月28日に募集要領等を市ホームページで公開し、プロポーザルの参加申込及び質問の受付を開始します。</p> <p>質問の受付は8月7日までとし、8月9日には事務局が市ホームページ上で回答を公表いたします。</p> <p>プロポーザル参加申込の受付は、8月14日までとし、2ページの「3 参加資格」に記載の資格要件を満たしているかどうかを事務局において確認したのち、8月16日に参加資格確認結果通知を送付いたします。</p>
------------	---

参加資格確認結果通知送付後、8月23日までの間を企画提案書の提出期間といたします。企画提案書については、資料6「企画提案書作成要領（案）」に基づき作成していただき、見積書や機能要件一覧表を添えて提出していただきます。資料6の説明は割愛させていただきます。

その後、8月30日にプレゼンテーション審査を実施いたします。所定時間は、1事業者あたり、プレゼンテーション25分、質疑応答10分と考えており、事前に提出のあった企画提案書を用いて提案内容の説明を行っていただきます。

参加申込者数によっては、8月31日に分けて実施いたしますのでご留意願います。

評価基準等について詳細は、後ほどご説明いたします。

その後、審査結果を9月上旬に通知し、9月中旬までには市ホームページで結果公表及び選定事業者との契約手続きを実施したいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

続きまして、2ページ「3 参加資格」をご覧ください。

参加資格要件について補足させていただきます。

まず、(6)において、平成30年4月1日から受付締切日までに国若しくは他の地方公共団体と契約金額が、本業務の提案限度価格の半額以上の同種業務の契約を締結し、誠実に履行したことを要件としております。

次に、(7)において、プライバシーマーク又はISMS認証のいずれかを取得していることを要件としております。

手続きナビゲーションシステムのようなシステムを調達する際は、他の地方公共団体等との実績や、事業者として適切なセキュリティ体制が整っているかどうかを確認すべきと考えるため、このような要件を設けております。

なお、本市の入札参加資格者名簿に登録があることを要件とすると、対象となる事業者が著しく少なくなるおそれがあるため、より対象範囲を拡大し、様々な提案を求められるよう名簿登録の要件は設けておりません。

募集要領（案）についての説明は以上となります。

続きまして、資料7をご覧ください。

仕様書（案）についてでございます。

1 ページをご覧ください。

まず、「3 業務内容」において、(1)から(5)までに掲げる業務をサービスとして一体的に提供することを要件としています。

次に「4 契約期間」について、システムの利用開始日は先ほど申し上げたとおり、令和5年10月1日とし、その後の市民への公開は遅くとも令和6年1月31日までとしております。

次に2ページの「10 システム要件」をご覧ください。

(1)イにありますとおり、今回導入するシステムは、導入後も定期的に機能更新がされるSaaS型のシステムであることを要件としております。また、導入システムの機能要件及び非機能要件は、別紙一覧表のとおりとし、機能要件については必須区分の要件、非機能要件についてはすべての要件について満たしていることを条件としています。なお、機能要件の対応状況については、企画提案書提出時に回答いただくこととなっております。

次に「11 導入支援要件」について、システム設定作業や利用者への広報に関し、助言を行うことを要件としております。

次に「12 マニュアル要件」について、一般職員であっても容易に理解できるような操作マニュアルを提供することを要件としております。

次に「13 研修要件」について、職員向けのシステム操作研修を最低1回実施することを要件としております。

次に「14 運用保守要件」についてであります。

まず、(1) 運用時間について、保守等の予定された停止を除き、24時間365日の稼働を原則としております。また、安定的な運用を図るため、ソフトウェア等に対して、定期的な保守及びバージョンアップを行うことを要件としております。

次に(2)について、職員向けにシステム操作の問合せ窓口として、サポートデスクによる対応を行うこと、緊急時は、本市との協議の上、迅速に対応することを要件としております。

次に(3)について、障害発生時の連絡体制及び対応フロー等をあらかじめ定めること、障害および障害を招きう

	<p>る事象を検知した場合は、速やかにシステム画面等を通じて本市及び利用者に通知することを要件としております。また、稼働診断・定期点検等による障害の予防及び障害対応履歴の集積、障害原因の分析による再発防止に努めることを要件としております。</p> <p>次の項目の「15 その他」については、追加提案や秘密保持、再委託等について記載しておりますので各自ご確認をお願いいたします。</p> <p>募集要領（案）及び仕様書（案）についての説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>評価基準については、後ほど説明があるということでしたので、それ以外の部分についてご質問、ご意見等はありませんでしょうか。</p>
委員	<p>プロポーザルは、予備日を含めて2日間予定されておりますが、参加申込のあった事業者は基本的にすべてプレゼンテーションを行っていただくという理解でよろしいですか。</p>
事務局	<p>はい。そのとおりでございます。</p>
委員長	<p>今回のプロポーザルは、書類審査等で事前審査するわけではないということによかったでしょうか。</p>
事務局	<p>ご認識のとおりでございます。</p>
委員長	<p>つまり、1事業者あたり1時間程度でプレゼンテーション審査を行っていくこととなりますが、1日で終わることができないほどの応募があった場合は2日目に分けて実施するということですね。</p> <p>その他、ご意見等はよろしいでしょうか。</p>

委員	大丈夫です。
委員長	プレゼンテーションの詳細な時間割については、後日教えていただくということによろしいですか。
事務局	はい。別途調整させていただきます。
委員長	それでは、事務局の提案通り進めていくこととします。続きまして、案件(3)「評価基準(案)について」事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>資料8「手続きナビゲーションシステム プロポーザル評価基準表(案)」をご確認願います。</p> <p>本プロポーザル参加事業者には、提出した企画提案書を用いてプレゼンテーションを実施していただきます。選定委員の皆様には、評価基準表に基づき総合的に審査及び評価を行っていただきたいと考えております。</p> <p>資料8のとおり評価基準表(案)を作成いたしましたのでご説明いたします。</p> <p>まず、1ページの「2 選定方法」をご覧ください。</p> <p>(1)にありますとおり、2ページに記載の「評価基準表」に基づき、提案者ごとに採点を行います。評価基準表には、評価項目や評価基準、配点を記載しておりますのでご確認ください。</p> <p>採点は、評価項目ごとに行い、提案評価点及び価格評価点の合計点数の満点は100点となります。</p> <p>選定方法については、審査日に出席したすべての選定委員の合計値・総合点が一番高い提案者を受注候補者として選定することとします。</p> <p>なお、総合点が一番高い提案者が2者以上あるときは、選定委員会で協議の上、理由を付して1者を選定します。</p> <p>また、総合点が満点の60%未満の場合は、受注候補者</p>

	<p>として選定しないこととしております。</p> <p>続きまして(5)において、提案評価点の算出方法について記載しております。</p> <p>配点が10点のものと5点のものがあり、それぞれ評価する際の目安を記載しておりますのでご確認ください。</p> <p>次に(6)「価格評価点」の算出方法についてでございます。</p> <p>提案見積額が提案限度価格の範囲内の場合のみ、価格評価点を付与するものとし、提案見積額が提案限度額を超過した場合は失格といたします。</p> <p>価格評価点は、20点に最低提案見積額を当該提案見積額で除した割合を乗じて計算することとします。</p> <p>価格評価点については、事前に事務局にて計算いたしますのでご留意願います。</p> <p>評価基準表（案）についての説明は以上でございます。</p>
<p>委員長</p>	<p>ただいまの説明につきまして、何かご質問やご意見等 はございませんか。</p> <p>(意見等なし)</p>
	<p>それでは、私の方から確認ですが、価格評価点は事務局で予め採点していただき、提案限度価格を上回っている場合はそもそもプレゼンテーション審査に進めないということよろしいですか。</p> <p>また、標準的な点数を付けた場合は、総合点の満点の60%は超えるようになっているということよろしいですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。そのとおりです。</p>
<p>委員長</p>	<p>分かりました。</p> <p>その他ご意見等はよろしいでしょうか。</p> <p>(意見等なし)</p>

それでは、事務局提案の評価基準で審査することといたします。

予定しておりました案件は以上となります。

全体を通して委員の皆様や事務局から何かございますか。

(意見等なし)

それでは、第1回門真市手続きナビゲーションシステム提供事業者選定委員会を閉会させていただきます。

次回は、8月30日(水)に予定しておりますのでよろしくお願いたします。

本日はお疲れ様でした。